

土浦市議会議長交際費の公表に関する取り扱い基準

1. 趣旨

この基準は、議長が議会を代表して外部の個人や団体との交際に要する経費について、その支出区分、支出範囲その他必要な事項について定めるとともに、公正で透明な議会運営を進めるために、積極的な情報公開の一つとして、議長交際費の支出に関する情報（以下「議長交際費」という。）を、土浦市議会ホームページにより公表することに関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 公表する内容

議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日 当該議長交際費を支出した期日
- (2) 支出区分 別表「土浦市議会議長交際費支出基準」に基づく区分
- (3) 支出金額 当該支出した議長交際費の額
- (4) 支出内容 当該支出した議長交際費の内容

3. 公表の方法・時期

議長交際費の公表は、その月に支出した議長交際費について、翌月の末日までに、土浦市議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

4. 個人情報の保護

議長交際費の公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、行わなければならない。

5. その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

6. 施行期日等

- (1) この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- (2) この基準による議長交際費の公表は、平成19年4月分の議長交際費から適用する。